

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども・子育て支援関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和5年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	・子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育所等の利用に係る以下の事務を行う。 ・子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務 ②施設等利用給付認定に関する事務 ③保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務 ④保育所等の入退所管理に関する事務 ⑤利用料算定及び徴収に必要な各種情報の照会に関する事務 ⑥給付費の決定、支給に関する事務 ⑦施設等利用費の決定、支給に関する事務
③システムの名称	児童福祉システム(子ども・子育てシステム)・統合宛名システム・中間サーバ・マイナポータル
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8及び94の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8、68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部 子育て支援課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7118

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	・番号法第9条第1項 別表第一の8及び94の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8、68条	事後	番号法の改正に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の116の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 児童福祉課	健康福祉部 児童福祉課	事後	組織変更に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市諏訪町池埋500番地1 0567-25-1111	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	事後	組織変更に伴う修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	児童福祉課長 伊藤 辰明	児童福祉課長 加藤 敏樹	事後	所属長変更のため
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム(子ども・子育てシステム)・統合宛名システム・中間サーバ	児童福祉システム(子ども・子育てシステム)・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	児童福祉課長 加藤 敏樹	児童福祉課長 中野 悦秀	事後	所属長変更のため
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120	事後	ダイヤルイン開設のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7118	事後	ダイヤルイン開設のため
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第59条の2	事前	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①健康福祉部 児童福祉課 ②児童福祉課長	①健康子ども部 子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	時点修正
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7118	健康子ども部 子育て支援課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7118	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法等に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する事務 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用料算定に必要な各種情報の照会	・子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育所等の利用に係る以下の事務を行う。 ・子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務 ②施設等利用給付認定に関する事務 ③保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務 ④保育所等の入退所管理に関する事務 ⑤利用料算定及び徴収に必要な各種情報の照会に関する事務 ⑥給付費の決定、支給に関する事務 ⑦施設等利用費の決定、支給に関する事務	事後	時点修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	事後	時点修正
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム(子ども・子育てシステム)・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム	児童福祉システム(子ども・子育てシステム)・統合宛名システム・中間サーバ・マイナポータル	事前	使用するシステムの変更
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正